

# 平成29年度 新発田市立紫雲寺小学校いじめ防止基本方針

新発田市立紫雲寺小学校

## 1 いじめ防止のための取組の基本方針

### ○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級、どの子にも起こりうるものという基本認識に立ち、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処する。

## 2 いじめ防止対策のための組織と役割

### （1）校内組織

#### ①いじめ対策委員会（いじめ対策に向けた中核となる常設の組織）

< 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター  
養護教諭、当該学級担任

#### ②生活指導部（日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に対応する組織）

生活指導主任、生活指導部員

### （2）拡大組織

#### ①拡大いじめ対策委員会（外部の専門的な分野のメンバーも加えた組織）

市スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー、児童相談所、市教育委員会指導主事、主任児童委員、民生委員、医療関係者、弁護士、人権擁護委員等、必要に応じて随時参加要請

### （3）組織の役割

①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画作成・実行・検証・修正

②いじめの相談・通報の窓口

③いじめの疑いのある情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者、外部専門家との連携した対応

## 3 いじめ相談体制

①年3回の「みんなの生活アンケート」（無記名）の結果の集約と学級担任による全児童を対象にした教育相談の実施

②いじめに関する情報が入ったら、担任又は関係職員による事実確認

③上記①②の結果を生徒指導部及び管理職に報告し、対応策について検討

④必要に応じて、スクール・カウンセラーや市教委のスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）等を活用した教育相談の実施

⑤教育相談実施後の情報共有と迅速かつ継続した対応

#### 4 いじめ防止に向けた取組（※いじめ防止学習プログラム年間計画は別紙）

##### （1） いじめ未然防止の取組

◎日々の学校生活改善から未然防止は始まる。

※キーワード 「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」

##### ①授業改善

- 1) わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくり（校内研修）
- 2) 学習規律の確立（チャイム着席、姿勢、発表の仕方や話の聞き方等  
→学び方ガイド（仮名）の作成

##### ②学級経営（友人関係、集団づくり、社会性育成）

- 困ったことや嫌なことがあったら、誰でもよいから相談する力を培う。
- ピアサポート、ソーシャルスキルトレーニング、グループエンカウンター等の実施
- 朝の会や帰りの会等での友達のいいところ発表などの実施
- 休み時間や放課後における児童の様子、Q-U検査や児童との日常的な会話などから交友関係や悩みの把握と支援
- 学級活動や社会体験、交流体験の計画的な実施（各教科等の年間指導計画による）
- 教師の適切な言動（差別的な態度や言動、児童を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動は絶対にしない。）

##### ③道徳教育及び人権教育、同和教育

- 道徳の授業を核にすべての教育活動において道徳教育を実践し、周りの人を思いやる言動ができる子ども、自分の良さを認識できる子どもの育成
- 人権教育、同和教育の実践を通して、差別や偏見を許さず、互いの良さを認め合える子どもの育成（※全体計画、年間指導計画は別紙）

##### ④全校活動

- ファミリー活動（全校縦割り班活動）（年間計画は別紙）
  - ・ファミリープレータイム（月1回）
  - ・清掃活動
  - ・学校、児童会行事（運動会、児童集会、ファミリー遠足、文化祭、六送会）
- 全校集会「なかよし 集会」

##### ⑤紫雲寺中学校区の学校間や紫雲寺保育園との連携協力

- 紫雲寺中学校区連携協議会社会性育成部会主催の「いじめゼロ集会」や県主催の「いじめ見逃しゼロ集会」への積極的な参加と全校児童への伝達
- 紫雲寺中学校との中一ギャップ解消に沿った情報交換や交流活動
- 紫雲寺保育園と情報交換や交流活動

##### ⑥保護者との連携

- PTA 総会にて、校長が「いじめ防止基本方針」の概要を説明する。
- 保護者からの相談への、家庭訪問や面談、電話等による迅速かつ誠実な対応
- 家庭訪問、学級懇談会、個別懇談会等を通して、保護者との信頼関係の構築

##### ⑦地域との連携

- 自治会長・主任児童委員・民生委員との懇談会において、校長が「いじめ防止基本方針」の概要を説明する。
- れんぎょうパトロール隊との顔合わせ会や自治会長、主任児童委員、民生委員との懇談会を開催し、情報収集と連携の強化（年2回）
- 公民館活動「土曜学習」「風の子クラブ」、スポーツ少年団、子ども神楽保存会、その他の地域活動等への参加の奨励
- 学習ボランティアの活用や校外学習等、多様な人とのかかわりをもてる場の設定

## ⑧インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めると共に、児童の発達段階に応じた情報モラル教育の推進や保護者への啓発など、迅速に対応する。
- 高学年で、児童・保護者対象の情報モラル教室を実施する。

## (2) いじめの早期発見のための取組

※キーワード ①見過ごし、見逃しをしない。②情報の共有 ③速やかな対応  
ささいなことと思っても、気になることは声に出す。

### ①観察、情報収集

健康観察や休み時間等における行動観察、保健室、他の職員、保護者、地域、児童等からの日常的な情報収集（ささいなことも含めて）、インターネット（携帯、スマホ、ゲーム機）に関する情報も収集する。

→集約担当（生活指導主任）

### ②早期認知

- 1) 気になる変化、遊びやふざけなど気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録、生徒指導部等への連絡、相談
- 2) 「子どもと共に1・2・3運動」等、欠席のみられた初期段階からの対応

### ③いじめ調査等

- 1) 児童対象の「みんなの生活アンケート」（無記名式）の実施（年3回：4月、10月、1月）
- 2) 保護者対象の「学校評価アンケート（いじめ調査を含む）」（無記名式）の実施（年2回：7月、12月）
- 3) Q U検査結果を生かした児童の実態の把握と支援（年2回検査を実施）

### ④「いじめ相談電話」等の相談機関の児童・保護者への周知

## (3) いじめに対する即時対応のための取組

- ①いじめに関する相談を受けた場合やいじめが疑われる行為を発見したとき、すぐに声を出し、他の職員に伝える。さらに、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認
- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言の継続的な実施
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な説明・話し合いの場の設定
- ⑥犯罪行為（生命または身体の安全が脅かされている場合）として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処

<留意点>

- ※①組織として対応すること。②一方的、一面的な解釈で対処しないこと。③プライバシーを守ること。④迅速に保護者に連絡すること。⑤教育的配慮のもとでケアや指導を行うこと。

## 5 校内研修

- (1) 年度始めの職員会議で、「紫雲寺小学校いじめ防止基本方針」について、全教職員の共有化を図る。
- (2) 国立教育政策研究所「いじめに関する研修ツール」「生徒指導リーフシリーズ」を活用した研修の実施
- (3) 生徒指導研修会を設定し、いじめへの対応等にかかわる教職員の資質能力向上を図る。(年1回以上)
- (4) Q-U検査結果の考察と対応策について全教職員で研修する。(年2回)
- (5) 同和教育研修会、特別支援教育研修会の実施(それぞれ年1回以上)
- (6) 情報モラル教育に関する職員研修及び、児童、保護者への講習会を年1回以上設ける。
- (7) 文科省「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」を用いた研修

## 6 いじめ防止に向けた取組の評価

- 児童対象の「生活アンケート」(年3回)、保護者対象の「学校評価アンケート」(年2回)を実施し、PDCAサイクルの考え方をもとに、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 7 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- (1) 紫雲寺小学校「いじめ防止基本方針」をHPで公表する。
- (2) いじめ防止の取組や学校評価アンケートの結果を生徒指導だよりや学校だよりで知らせる。
- (3) 授業参観で情報モラル教育などについて啓発を行う。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
○児童が自殺した場合 ○自殺の企図 ○身体に重大な障害を負った場合  
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより在籍児童が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(「相当期間」:年間30日を目安)ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に着手する。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき(学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態として報告、調査を行う。)

### (2) 重大事態への対応の流れ

#### ① **いじめの疑いに関する情報があったとき**

- ・ いじめ対策委員会を開き、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの事実の確認を行い、結果を新発田市教育委員会へ報告

↓

#### ② **重大事態発生と認めるとき**

- ・ 新発田市教育委員会に重大事態発生を報告(市教委から市長に報告)

↓

### ③ **学校の設置者が、重大事態の調査主体を判断**



### ④ **学校を調査主体とした場合**（市教委の指導・支援の下、以下のように対応）

#### 1) 重大事態にかかわる調査を行うために速やかに調査組織を設置

<組織>

- i) 学校の「いじめ対策委員会」を母胎として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家の参加要請
- ii) この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加要請  
(市教育委員会 S S W、市担当弁護士、学識経験者、精神科医等)

#### 2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- i) いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確化。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査
- ii) たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合い対処
- iii) これまで学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施

※「事実を明確にする」ために

いじめ行為が、「いつ」「だれから」「どのような態様であったか」

「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」

「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確化

- iv) いじめられた児童から聞き取りが可能な場合
  - ・ いじめられた児童、在籍児童、教職員から十分な質問紙調査、聞き取り調査を実施
  - ・ いじめられた児童等、情報提供してくれた児童を守ることが最優先
  - ・ いじめられた児童の継続的な心のケアと落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等の実施
- v) いじめられた児童から聞き取りが不可能な場合
  - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査などの実施

#### 3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- i) 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供  
この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告
  - ・ いじめ行為がいつ ・ だれから ・ どのような態様で
  - ・ 学校でどのように対応したか
- ii) 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- iii) 質問紙調査等の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査を行う際には、

その旨を調査対象の在籍児童や保護者に説明

iv) 調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受けて調査を実施

4) 調査結果を新発田市教育委員会に報告(市教委から新発田市長に文書で報告)

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添付

5) 調査結果を踏まえた必要な措置

#### **学校の設置者(市教育委員会)が主体となってしまう場合**

\* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障を来す場合

○ 設置者の指示のもと、資料等の提出など、調査に協力